

日本外来精神医学会誌 論文投稿規定

日本外来精神医学会誌（以下本誌という）への投稿論文は、外来精神医療の進歩に寄与する論文であること。

1. 本誌への投稿論文の投稿は、筆頭著者あるいは責任著者は日本外来精神医学会（以下当学会という）会員に限る。共著者は、論文に関する研究や経験に関与した（重要な示唆なども含む）者に限る。ただし、当学会編集委員会が依頼した総説等についてはこの限りでない。
2. 論文の投稿は、原著（臨床研究、症例報告、調査報告、総説、短報）、論策とし、本誌のみに発表するものであって、和文、外国語を問わず他雑誌に発表された論文、あるいは発表予定の論文の投稿ではないこと。他言語からの secondary publication も対象としない。共著者数は、原著は全て、筆頭著者を含め 10 名までとする。
3. 本誌に掲載された投稿論文（図表、写真を含む）の著作権は、当学会に帰属する。
4. 投稿論文の最終的な種別・領域は当学会誌編集委員会が決定する。
5. 投稿論文は日本語に限り、当学会の執筆要項に従う。
6. 論文の文字数についての詳細は執筆要項を参照されたい。
7. ヒトを対象とした研究は「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」、国により策定された医学研究に関する最新の法律の指針の規定を遵守すること。患者等の匿名性を十分守った上で、論文中にインフォームド・コンセントを得たこと、所属施設・機関等の倫理委員会・治験委員会等の承認を得た旨を記載すること。症例報告においても、必要に応じて同様に対応すること。
8. 利益相反に関しては、投稿時に有無について開示すること。
9. 論文の採択は、当学会編集委員会で決定する。
採択に当たって、当学会誌編集委員会は原則として 2 名以上に査読を依頼する。採用の決定が行われた日を受理日とする。
受理日以降は内容の変更（著者名の変更などを含む）は一切認めない。変更が必要な場合は、新規投稿扱いとなる。
10. 査読により訂正稿となった場合は、3 ヶ月以内に再投稿すること。期限を過ぎた場合には新規投稿となる。
11. 著者校正は 1 回行う。論文内容や図表の校正は認めない。校正稿は受領後 7 日以内に返送すること。
12. 別冊は 50 部単位で請求できる。別冊印刷代金は全額投稿者の負担とする。
13. 掲載の順序は受理日の順とする。ただし、必要書類提出など掲載条件が完了されない場合は、掲載が遅れることがある。

14. 論文の著作権について

本誌に投稿された論文の著作権は、著者と本学会が共有し、掲載論文の印刷、刊行、図表の引用および転載に関する許可の権限（著作権）は、当学会に帰属する。

なお、抄録部分（要旨を含む）のデータベースや抄録雑誌への二次的使用ないし転載、および当該論文の複写許諾権は当学会に委嘱されたものとする。

15. 投稿論文が採択された場合は編集協力費として（10,000 円）を下記口座に振り込み、FAX あるいはメールにて振込名義人・振込日を事務局に通知すること。なお、入金を確認後掲載される。

振込先 ゆうちょ銀行 一三八（イチサンハチ）
普通預金 N o . 1195336
口座名 公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
 (シャ) ニホンセイシンシンケイカシンリョウジョキョウカイ)

連絡先 日本外来精神医学会 学会誌編集委員会

E-mail アドレス jspc@lilliputs-art.com

16. 投稿原稿は原則として電子投稿による。当学会投稿規定の「投稿通知書および誓約書」「自己申告による利益相反報告書」をダウンロードし必要事項を記入の上、投稿原稿とともに当学会編集委員会 E-mail アドレスに投稿すること。電子投稿によらない場合は、「投稿通知書および誓約書」「自己申告による利益相反報告書」に必要事項を記入し、投稿原稿は A4 版片面に大きさ 12 ポイントで印字した原稿 1 部とともに下記送付先にレターパックにて送付する。また、電子媒体にコピーした正原稿 1 部を同封すること。なお、電子投稿によらない場合は、封筒に＜投稿原稿在中＞と明記のこと。

17. 査読後再投稿原稿は、下記アドレス宛に e メール添付で送信すること。電子投稿によらない場合は、査読後再投稿原稿は電子媒体に保存し、ハードコピー 1 部とともに同封して下記送付先に簡易書留ないしレターパックプラスにて封筒に＜再投稿原稿在中＞と明記の上送付する。

原稿送付先

日本外来精神医学会 学会誌編集委員会

住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 2 丁目 12-13

新宿アントレサロンビル 2F 株式会社リリパットアート内

E-mail jspc@lilliputs-art.com